

令和 8 年 度

ク リ ー ニ ン グ 師 試 験 (筆 記) 問 題

衛 生 法 規 に 関 す る 知 識
公 衆 衛 生 に 関 す る 知 識
洗 たく 物 の 処 理 に 関 す る 知 識

9 : 0 0 ~ 1 0 : 0 0
(6 0 分)

指示があるまで開いてはいけません。

(注 意 事 項)

- 1 解答用紙の右上の記入欄に受験番号及び氏名を記入してください。
- 2 解答は、すべて解答用紙に記入してください。
- 3 解答の誤りを訂正する場合は、消しゴムで消して訂正してください。
- 4 解答は、1つの解答欄に1つだけ記入してください。2つ以上書くとその解答は無効になります。
- 5 試験開始後 30 分を経過するまでは、退室できません。
- 6 退室するときは、解答用紙を裏返して机の上に置いてください。
- 7 試験終了後、解答用紙のみを回収します。問題用紙は持ち帰っても構いません。

I 衛生法規に関する知識

問1 次の記述について、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

- (1) クリーニング師は、その本籍又は氏名を変更したときは、5日以内に、免許証の訂正の申請を免許を与えた都道府県知事にしなければならない。
- (2) 都道府県知事は、クリーニング師がクリーニング業に関し犯罪を犯して勾留されたときは、その免許を取り消すことができる。
- (3) 厚生労働大臣は、都道府県知事の免許を受けたクリーニング師について、免許の取消しを適当と認めるときは、理由を付して、免許を与えた都道府県知事に、その旨を通知しなければならない。
- (4) 標準営業約款（Sマーク）制度は、都道府県知事が認可した「標準営業約款」の登録店のマークである。
- (5) クリーニング業営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗濯物の処理方法等について説明するよう努めなければならない。

問2 次のクリーニング業法およびその関係法令に関する記述について、文中の（ ）にあてはまる最も適当な語句を下の語群から1つ選び、記号で解答欄に記入しなさい。

- a クリーニング所を開設しようとする者は、（ 1 ）の定めるところにより、クリーニング所の位置、構造設備及び従事者数並びにクリーニング師の氏名その他必要な事項を（ 2 ）都道府県知事に届け出なければならない。
- b クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業としようとする者は、（ 1 ）の定めるところにより、営業方法、従事者数その他必要な事項を（ 2 ）（ 3 ）ごとに当該区域を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。
- c 上記 a、b で届け出た事項に変更を生じたとき、又はクリーニング所若しくは上記 b の営業を廃止したときは、営業者は、（ 1 ）の定めるところにより、（ 4 ）都道府県知事に届け出なければならない。
- d 営業者は、クリーニング所（洗たく物の受取及び引渡しのみを行うものを除く。）ごとに、（ 5 ）のクリーニング師を置かななければならない。

ア	クリーニング業法施行規則	イ	あらかじめ	ウ	一人以上
エ	クリーニング業法施行要綱	オ	10 日以内に	カ	遅滞なく
キ	従事者三人につき一人以上	ク	車両を保管する区域	ケ	複数人
コ	営業しようとする区域	サ	クリーニング業法施行条例		
シ	1 か月前までに	ス	速やかに	セ	クリーニング業法施行令

問3 次の「クリーニング所における衛生管理要領」で示されているクリーニング師の役割に関する記述について、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

- (1) クリーニング師は、施設、設備等の衛生管理、有機溶剤等の適正な使用管理、効率的な従事環境の確保等について、当該クリーニング所の他の従業者に指導的立場から関与すること。
- (2) クリーニング師は、従業者利益の擁護を図るため、クリーニング事故の発生防止に努めるとともに、万が一事故が生じた際の対応責任者として原因究明を行い、従業者が不当に不利益を被る事態となることのないように努めること。
- (3) クリーニング師は、感染症や災害が発生した場合の事業継続計画（BCP）の策定等に積極的に関与し、感染症や災害が発生した際には、当該クリーニング所において、適切な感染防止対策や災害被害の軽減・復旧等に取り組むこと。
- (4) クリーニング師は、クリーニング所において、洗濯物の処理に関する品質管理の実質的な責任者として、衛生的で質の高いクリーニングサービスの提供に努めること。
- (5) クリーニング師の業務は、デジタル技術等を活用して適切に業務を行うことができる場合は、すべての業務についてオンライン実施・兼任により対応できるものであること。

問4 次の「クリーニング所における衛生管理要領」に関する記述について、文中の（ ）にあてはまる最も適当な語句を下の語群から1つ選び、記号で解答欄に記入しなさい。

- ・ この要領は、クリーニング所における施設、設備、器具、溶剤等の衛生的管理、洗濯物の適正な処理及び衛生的取扱い、従業者の健康管理等の措置により、クリーニングに関する（ 1 ）の向上及び確保を図ることを目的とする。
- ・ 引火性溶剤を使用するクリーニング所において洗濯物を乾燥機に移し替える際は、静電気の発生を抑えるため、布製の容器を利用し、（ 2 ）移し替えること。
- ・ 洗濯機、脱水機等の機械、作業台、運搬・集配容器等の洗濯物が接触する部分は、毎日業務終了後に洗浄又は清掃し、仕上げの終わった洗濯物の格納設備又は容器は、少なくとも（ 3 ）週間に1回以上清掃を行い、常に清潔に保つこと。
- ・ ランドリー処理のすすぎには、清浄な水を使用して少なくとも（ 4 ）回以上行うこと。
- ・ 界面活性剤による消毒は、逆性石ケン液、両性界面活性剤等の殺菌効果のある界面活性剤を使用し、その適正希釈水溶液中に30℃以上で（ 5 ）分間以上浸すこと。

ア 衛生	イ ゆっくり	ウ 1	エ 重ねて	オ 2
カ 利益	キ 3	ク 資質	ケ 5	コ 60
サ 技術	シ 慎重に	ス 10	セ 素早く	ソ 30

Ⅱ 公衆衛生に関する知識

問1 次の文章の（ ）にあてはまる最も適当な語句を下の語群から1つ選び、記号で解答欄に記入しなさい。

- ・ ウィンスローは、「公衆衛生」を「共同社会の（ 1 ）な努力を通じて、（ 2 ）を予防し、寿命を延長し、肉体的、精神的健康の能率の増進をはかる科学であり、（ 3 ）である。」と定義している。
- ・ 日本国憲法第25条では、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての（ 4 ）について、（ 5 ）、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定されている。

ア 精神的	イ 経済的	ウ 組織的	エ 活動部面	オ 疾病
カ 環境衛生	キ 社会福祉	ク 安全保障	ケ 生活部面	コ 虚弱
サ 社会部面	シ 技術	ス 事業	セ 法律	

問2 次の記述について、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

- (1) クリーニング業の施設がかかわる感染症としては、病院リネンを介したセレウス菌による菌血症の集団感染事例がある。
- (2) セレウス菌が形成する芽胞は、熱に強いがアルコールには弱い。
- (3) ノロウイルスに汚染されたリネン類の消毒は、75℃1分間以上又は70℃10分間以上の熱水洗濯が適している。
- (4) ノロウイルスが付着したリネン類を下洗いする際には、次亜塩素酸ナトリウムの濃度が1,000ppt以上になるようにして消毒する。
- (5) 食中毒については、原因として、細菌、ウイルス、自然毒、化学物質、寄生虫など様々ある。

問3 次の文章の（ ）にあてはまる最も適当な語句を下の語群から1つ選び、記号で解答欄に記入しなさい。

- 厚生労働省による令和7年の食中毒統計調査では、（ 1 ）による食中毒患者数が一番多い。
- 新型コロナウイルス感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において（ 2 ）感染症に定められており、主な感染経路は、（ 3 ）感染、飛沫感染、接触感染である。
- クリーニング所の感染症対策として、従業員の健康管理、手洗いの励行と（ 4 ）の適切な着用、適切な洗濯物の取り扱い、営業所の環境整備の4つが挙げられる。
- 指定洗濯物とは、（ 5 ）の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして指定された洗濯物のことである。

ア 安全保護具	イ ノロウイルス	ウ 指定	エ エアロゾル
オ ウエルシュ菌	カ 5類	キ 遺伝性	ク 希少性
ケ 個人防護具	コ エアロゲル	サ セレウス菌	シ 伝染性
ス ハイドロゲル	セ 3類	ソ 共用防護具	

問4 次の記述について、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

- クリーニング所の使用廃止時に使用していなかったとしても、過去にテトラクロロエチレンを使用していた場合は、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査の対象となる。
- クリーニング所の洗浄施設は水質汚濁防止法に規定する特定施設であるため、1日当りの平均的な排水量が50立方メートル以上である場合は、施設を設置しようとするときに、汚水の処理方法等を都道府県知事に届け出なければならない。
- 建築基準法では、安全性の観点から、引火性溶剤を用いるドライクリーニングを営む工場については、工業地域における立地（建築）を禁止している。
- 産業廃棄物の排出事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、その処理を委託する場合でも、当該廃棄物について最終処分までの処理責任を負う。
- クリーニング所で発生する騒音には、ボイラーの燃焼音、プレス作業音、エアーコンプレッサーや排気ファンの稼働音などがあるが、一般的に、クリーニング所は騒音規制法に規定する特定施設にはあたらない。

Ⅲ 洗たく物の処理に関する知識

問1 次の記述について、正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答欄に記入しなさい。

- (1) 皮革は汚れやシミが深部まで浸透しにくく、落ちやすい。
- (2) ニットは織物に比べ、伸縮性が大きく、形くずれしやすい。
- (3) 過炭酸ナトリウムは液状の酸素系漂白剤で、40℃以上で緩やかに分解するので、生地を傷めることが少ない。
- (4) ランドリー用水に鉄分が水溶性塩の形で溶けていると、衣料を灰色化させる原因となるため、鉄分として 50ppm（ドイツ硬度 3° DH）以下が望ましい。
- (5) 洗剤には、界面張力を上げる働きがあり、洗濯物を水になじみやすくさせ、汚れをはがしやすくしている。

問2 ドライクリーニングに関する次の記述について、() に当てはまる最も適切な語句を下の語群から1つ選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

- ・ ドライ仕上げの最適な蒸気圧は（ 1 ） Mpa である。
- ・ 塩化ビニル素材は、ドライクリーニング溶剤に可塑剤（軟化剤）が溶けて（ 2 ）してしまうため、ドライクリーニングはできない。
- ・ 一般的に（ 3 ）製品は、石油系溶剤が残留しやすい洗濯物として知られ、乾燥不十分による化学やけど（皮膚障害）の発生リスクが高い。
- ・ ドライ溶剤中に洗い出された汚れが、クリーニング中に洗濯物へ再び付着するか吸着される状態を（ 4 ）という。
- ・ 洗浄により汚れた溶剤を、清浄なドライ溶剤に再生する方法の一つにろ過があり、主に溶剤中の（ 5 ）汚れを除去する。

ア 水溶性	イ 不溶性	ウ 軟化	エ 硬化
オ 再吸着	カ 再付着	キ 再汚染	ク 麻
ケ 合成皮革	コ 0.5	サ 0.75	シ 1.0

問3 次の記述について、()の中から適切な語句を選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

- (1) 動物繊維である絹の繊維は、(ア：三角形、イ：五角形)の断面をしている2本のフィブロインと、それを取り囲むニカワ質のセリシンで構成されている。
- (2) 毛皮クリーニングで用いるパウダークリーニングとは、コーンパウダーなどの粉末に、毛皮用洗剤と(ア：糊剤、イ：加脂栄養剤)を含ませてタンブルし、汚れをパウダーに吸着させて洗う方法である。
- (3) CMC (カルボキシメチルセルロース) はパルプを原料としてつくられた粉末状の(ア：水溶性、イ：脂溶性)高分子物質で、再汚染防止効果に優れ、洗濯物の白さが向上する。
- (4) メタ珪酸ナトリウムは、水に溶けて弱い(ア：酸性、イ：アルカリ性)を呈し、ランドリー用助剤として使用される。
- (5) (ア：ポリエステル、イ：ポリウレタン) は、熱セットによるプリーツ加工がしやすい。また、洗濯による伸び縮みが少なく、乾きが早いなどウォッシュ・アンド・ウェア性がよい性質を有す。

問4 次の記述について、あてはまる最も適当な語句を下の語群から1つ選び、その記号を解答欄に記入しなさい。

- ・ ポリアミド系樹脂を原料にしたプラスチックボタンである（ 1 ）ボタンは、丈夫で割れにくい、耐熱性が高くないためアイロンは当て布を使用し、直接あててはいけない。
- ・ 木材パルプを原料として製造されたアセテートは（ 2 ）に分類され、絹に似た光沢と深みのある鮮明な発色を特徴とし、ハリ、コシ、ドレープ性にも優れている。
- ・ 風合い改善に関する加工の1つである（ 3 ）加工は、洗浄機の運転による揉み作用でジーンズやカジュアルウェアなどに着古し感を与えることができる。
- ・ （ 4 ）は、アンゴラ山羊からとれる毛で、繊維は太く長く、白色で光沢と弾力がある。
- ・ 取扱い表示（JIS L 0001：2024）において、「日陰でのつり干し乾燥がよい」ことを表す記号は（ 5 ）である。

ア アンゴラ	イ カシミヤ	ウ モヘヤ
エ シルケット	オ アルカリ減量	カ ワッシャー
キ 合成繊維	ク 半合成繊維	ケ 再生繊維
コ ナイロン	サ ポリエステル	シ アクリル
ス 	セ 	ソ 